

5. 会議の要領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和2年8月18日付け南農委告示第9号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は13名で全員であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めてまいります。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

2番黒澤ちよ子委員、3番高橋誠一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員

2番 黒澤ちよ子委員

3番 高橋誠一委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によりご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第15号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第15号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、報第15号について、ご説明申し上げます。

1番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■の賃貸借契約▲▲字▲▲番 畑 440㎡を第三者へ所有権移転するため、合意解約するものです。

議長（高橋会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、報第15号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　次に、日程第5 議第32号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　ただ今上程されました、議第32号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転5件、賃借権設定2件、使用貸借権設定1件、合計8件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第32号について、ご説明申し上げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番▲▲ 畑 1, 806㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番 外1筆 畑 合計 1, 034㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番▲▲ 畑 外1筆 合計1, 326㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番▲▲ 畑 489㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番 畑 440㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので▲▲字▲▲番 田 現況が樹園地 1, 008㎡について、新規の3年で、毎年3月31日支払、金納となっております。

なお、この申請に関する賃借料が1反当100, 000円と高額となっているため、申請人に確認したところ、以前から■■■■さんの

嶋貫農地係長

先代から借受けているさくらんぼの園地であります。南側が■■■■さんの所有地、今回申請地の北側が農地法3条で借りている土地ということで、その間に挟まれた農地でしかも主力の農地でもあり、借受人も合意している金額とのことです。以前はかなり高かったらしいですが、これでも下げていただいたということですのでこの度の申請にいたっているものでございます。

7番につきましては、■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番 畑 367㎡について、新規の3年で、毎年3月31日支払、金納となっております。

8番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲ 外3筆 畑 合計950㎡を新規の3年契約となっております。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、報告をお願いします。

議第32号 1番、2番の現地調査について、7番本間仁一委員より、報告をお願いします。

7番
（本間仁一委員）

8月23日にNO, 1とNO, 2の現地調査を行いました。申請地はすべてが耕作され周辺農地への影響がないことを確認して参りました。

議長（高橋会長）

次に、3番から7番の現地調査について、11番渡沢寿委員より、報告をお願いします。

11番
（渡沢寿委員）

8月24日に行って参りました。

3番4番に付しましては、耕作されており異常が無いことを確認しております。

5番に付しましては、作付けはされておりましたが、草刈などで管理がされておりました。

6番7番に付しましては、先ほど説明があった通りさくらんぼ畑として■■さんが経営地の中に入っている形できれいに作付けをされていたことを確認して参りました。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

ここで議長を佐藤一志会長職務代理者に交代いたします。

……………佐藤会長職務代理者、議長席に移動……………

議長（佐藤会長職務代理者）

議長を交代いたしました。

議長（佐藤会長職務
代理者） それでは、始めに、議第32号1番の案件について、審議いたしま
す。
ここで、1番高橋善一委員の退席を求めます。

……………高橋善一委員 退席……………

議長（佐藤会長職務
代理者） これより本案件について、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（佐藤会長職務
代理者） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（佐藤会長職務
代理者） 本案件について終結いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当
の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（佐藤会長職務
代理者） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しまし
た。

議長（佐藤会長職務
代理者） ここで、1番高橋善一委員の復席を求めます。

……………高橋善一委員 復席……………

議長（佐藤会長職務
代理者） それでは、議長を高橋会長に交代いたします。
ありがとうございました。

議長（高橋会長） 議長を交代いたしました。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより議第32号 2番から8番の案件について審議に入ります
が、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可する
ことが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第6 議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し3件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第33号について、ご説明申し上げます。

1番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲ 外2筆 田 合計2,933㎡を所有権移転し、駐車場と洗車場敷地として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第1種農地と判断でき、原則転用許可できない農地ですが、例外規定の既存敷地の拡張に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲番▲▲ 畑 301㎡に、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番は、一時転用の申請となります。先月も申請ありました■■■■さんの携帯電話基地局に設置に伴う、工事用地の一時転用となります。

3番につきましては、■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲番の一部 畑 93.56㎡に使用貸借権を設定し、工事用仮設用地として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長）

ここで、議第33号 1番から3番の現地調査について、8番安達芳紀委員より、報告をお願いします。

8 番 8 月 1 8 日に、私と佐藤一志委員、山内事務局長補佐、嶋貫係長の
(安達芳紀委員) 4 名で、合同 3 件の現地調査を行って参りました。
すべての案件で申請通りだったことをご報告申し上げます。

議長 (高橋会長) お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ござい
ませんか。

……………異議なしの声……………

議長 (高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長 (高橋会長) 本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長 (高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長 (高橋会長) お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可相当
の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長 (高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付するこ
とに決しました。

議長 (高橋会長) 次に、日程第 7 議第 3 4 号「非農地証明願に対する可否について」
を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第 3 4 号「非農地証明願に対する可否に
ついて」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第 2 条に規定する農地に該当しない旨の証明の願
いが本委員会に対し 2 件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げ
ます。

議長 (高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の
補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第 3 4 号につきまして、ご説明します。
1 番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもの
で、▲▲字▲▲番▲▲ 外 1 筆 登記地目が 畑 合計 1, 5 7 9 m²
が、昭和 4 2 年以降耕作せず、山林化して、現在に至っているもので
す。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断
できます。

嶋貫農地係長 2番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲番 外33筆 登記地目田が 2.319m 登記地目畑が4,328㎡、合計6,647㎡が、昭和40年代から耕作せず山林化して、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。
議第34号 1番の現地調査について、高橋茂推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 先日高橋茂委員より、現地は申請通り山林化していると確認してきたというご報告をいただいております。

議長（高橋会長） 次に、2番の現地調査について、10番小野博委員より報告をお願いします。

10番 地元委員の私から現地調査の結果報告をいたします。
（小野博委員） 現地は申請の通りであり、なおかつ現地に足を踏んで確認しておりますのでご報告申し上げます。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和2年8月18日付け南農委告示第9号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後1時51分）